

東京都 PCB 含有安定器調査支援事業 助成金交付申請の手引き

助成金交付申請は、調査を実施する前に行ってください。

令和元年6月

東京都環境局

公益財団法人東京都環境公社

- PCBは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設の変圧器などに幅広く利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件を機にPCBの毒性が大きな社会問題となったことから、昭和49年までにPCBの使用が原則禁止されましたが、既に製造されたPCBについてはその廃棄物の処理が長年の課題となっていました。
- JESCO 東京事業所では、変圧器やコンデンサーといった高濃度PCB廃棄物が処理されていますが、平成28年8月に改正したPCB特別措置法が施行され、東京事業エリアでの処分期間を令和4年（2022年）3月31日までとし、その期間内に高濃度PCB廃棄物を適正処理することとしました。また、JESCO 北海道事業所では、安定器等・汚染物といった高濃度PCB廃棄物を令和5年（2023年）3月31日までに処分することになっています。
- 国内メーカーで昭和32年（1957年）から昭和47年（1972年）8月までに製造された照明器具には、PCBが含まれた安定器が使用されていた可能性があり、昭和52年（1977年）3月以前に改修・建築された事業用建物にはPCBが含まれた照明用安定器を設置された可能性があります。
- 東京都は、期限内の処理を促進するため、中小法人等が所有する都内の事業用建物で使用されている照明用安定器のPCB含有の有無に係る調査に要する費用の一部を助成する制度を実施することとしました。

なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

【用語の解説】

- (1) 照明器具 ----- 蛍光灯器具（オフィス・教室等）、水銀灯器具（高天井用・道路用）
低圧ナトリウム灯器具（トンネル用）
- (2) PCB含有安定器 ----- 昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された照明器具
に使用されている安定器のうち、PCBを含むもの
- (3) 年度 ----- 4月1日から翌年3月31日までの期間
- (4) 会社 ----- 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

目次

1 助成事業の概要	ページ数
(1)助成対象となる調査	1
(2)助成対象者	1
(3)助成対象経費	3
(4)助成金の額及び限度額	3
2 交付手続き	
(1)手続きフロー図	4
(2)交付申請	5
(3)交付決定	6
(4) PCB 含有安定器調査の実施	6
(5)実績報告	6
(6)額の確定及び支払い	6
(7)申請内容の変更	7
3 必要書類	
(1)交付申請時	7
(2)実績報告時	10
4 個人情報等取り扱いについて	13
5 その他の事項	13
6 申請書類チェックリスト	14
7 参考資料	
参考 会社以外の法人の主たる業種について	15
参考 照明器具 安定器の調査方法	16
8 記入例	18
9 様式集	25

1 助成事業の概要

昭和47年以前に製造された使用中のPCB含有安定器の有無に係る調査費用の一部を助成します。

(1) 助成対象となる調査

都内に所在する、昭和52年3月以前に建築・改修された事業用建物であって、建物内で使用されている照明器具のPCB含有の調査を外部委託によって行うもの。

- ※ 敷地内で使用されている照明器具やアパート・マンション等の共同住宅の共用部分に設置された照明器具の調査も対象となります。
- ※ 自ら調査を行う場合は、助成対象外となります。
- ※ 調査対象となる照明器具は、磁気式安定器が対象となります。インバータ（電子）式安定器（表示「Hf」）及び一般家庭用のグロースタート式低力率型蛍光灯具の安定器にはPCBは使用されておりませんので、調査の対象外となります。

(2) 助成対象者

都内に事業用建物を所有しており、次に該当する方が助成金交付の対象者となります。

① 中小企業者

- ・会社(株式・有限・合資・合名・合同)

表1（P2参照）において業種毎に定められているA又はBの基準を満たす会社。ただし次のいずれかに該当する場合は助成対象外となります。

①	1又は2者以上の大企業者(中小企業者以外の会社)が保有する株式数又は出資額が、該当会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)。
②	みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。
③	当該会社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。

※完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

- ・個人事業者

表1（P2参照）において業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業者

② 中小企業団体等

表2（P2参照）に定められる中小企業団体等

③ 法人

次のいずれかに該当する法人

- ① 常時使用する従業員の数が表1（P2参照）において、主たる業種ごとに定められるBの基準を満たす法人（国及び地方公共団体を除く）
- ② 常時使用する従業員数が100人以下の法人

(会社、中小企業団体、国及び地方公共団体を除く)

㊦ 学校法人、医療法人、一般財団法人、宗教法人、社会福祉法人、
 保育園、健康保険組合、医療法人、マンション管理組合(法人登記されて
 いるもの)

④ 個人

- ・ 解散又は事業を廃止した事業者から建築物を継承している個人、等

表 1 中小企業者等の基準

業種	A 資本金又は 出資金の総額	B 常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
その他(上記以外の業種)	3 億円以下	300 人以下

注 業種は直近の決算書で最も売上げの大きい部門により判断します。

表 2 中小企業団体等の基準

基準	例
中小企業団体の組織に関する法律に規定する 中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、 協同組合連合会、企業組合、協業組合、 商工組合及び商工組合連合会
特別の法律によって設立された組合又はその 連合会であって、その直接又は間接の構成員 の 2/3 以上が表 1 の基準のいずれかに該当 する者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等

* 本社が都内にない法人であっても、PCB 含有安定器の調査対象建物を都内に所有している場合は、助成の対象となります。

(3) 助成対象経費

照明器具内のPCB含有安定器の使用の有無に係る調査に要する経費

※取り外して保管中の照明用安定器の調査に要する経費は除きます。

※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。

【助成対象となる経費の例】

人件費、業務費、その他（PCB含有機器の調査に必要な経費であって、公社が認めた経費）

(4) 助成金の額及び限度額

○助成金の額 助成対象経費の40%

○限度額 400,000円

※ 助成金額に100円未満の端数が生じた場合は切捨てます。

※ 助成限度額を超える金額の場合は、助成限度額を適用します。

(助成金の算出例)

対象機器 60 台の調査を実施する場合

A	蛍光灯安定器（1階）	30台	調査経費（税抜き） 505,200円
B	蛍光灯安定器（2階）	27台	
C	蛍光灯安定器（3階）	1台	
D	水銀灯安定器（屋外）	2台	

505,200円×2/5=202,080円（←助成対象額）

限度額の400,000円を超えていないので202,000円が助成金額になります。
（100円未満を切捨て）

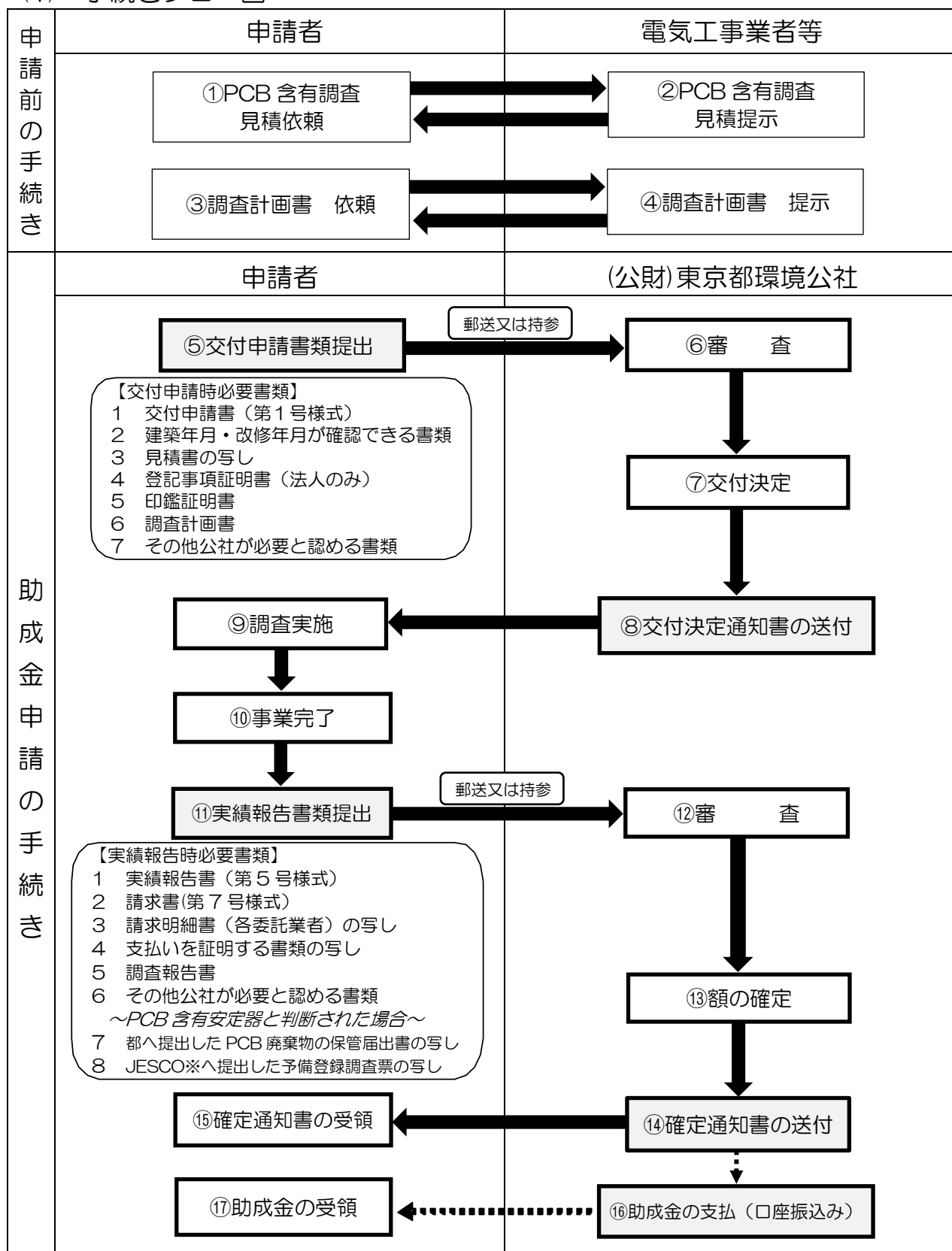
2 交付手続き

書類の提出は2回行います。

1回目：調査実施前の交付申請

2回目：調査終了後の実績報告

(1) 手続きフロー図



※国 100%出資会社。PCB含有安定器を処分できるのは JESCO だけです。

(2) 交付申請

①申請書受付期間

令和元年（2019年）6月24日から
令和4年（2022年）3月31日まで

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

- * 上記期間に申請書を先着順に受付け、審査の対象とします。
- * 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

～国の補助金を申請される方へ～

本事業と合わせて、国が実施している「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援事業）」（PCB 使用照明器具のLED 化によるCO2 削減推進事業のPCB 使用照明器具の有無に係る調査事業）」に申請することができます。

詳細は以下のURL をご参照ください。

環境省『ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト』

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

②申請方法

当該助成事業への申請は、次の手順で行ってください。

○申請書様式

会社のホームページから、必要な様式をダウンロードし、必要事項の入力を行ってください。

（公財）東京都環境公社ホームページ <https://www.tokyokankyo.jp/subsidy>

- * インターネットをご利用になれない場合は、申請書を郵送いたしますので、お問合せください。その場合は、黒色のボールペンを使用し手書きで丁寧に記入してください。
注）鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことのできるインクのペンで記入したもの、黒色以外のペンで記入したものについては、受付できませんのでご注意ください。

○申請方法

公社窓口にて、郵送又は持参してください。

なお、窓口にて持参する場合はあらかじめ電話で予約をしてください。

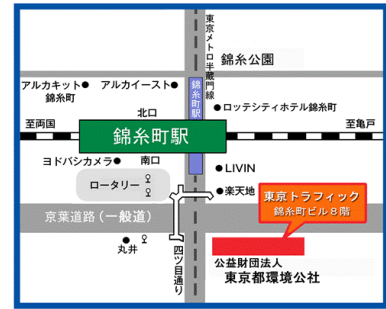
TEL 03-3633-2012

（土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで）

【申請窓口・郵送先】

〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社
(PCB助成金交付担当 宛)



○申請書類 **1**部

申請書に押印（実印）の上、必要書類（P7参照）とともに、公社窓口
に持参するか、公社へ郵送してください。

* 提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。
助成金の審査手続中、公社からの問い合わせの際に確認していただく
ことがあります。

(3) 交付決定

公社は、申請書を受け付けた後、審査し交付要件に合致していると認め
たときは、交付決定通知書を申請者宛に送付します。

(4) PCB含有安定器調査の実施

調査の実施（契約締結含む）は、必ず交付決定通知書を受領した後に実施
してください。交付決定通知書の発行よりも前に調査を実施した場合は、助
成金の交付はできません。

(5) 実績報告書

調査完了日の翌日から起算して15日を経過した日又は令和4年12月
31日のいずれか早い日までに必着

* 報告方法は交付申請と同じです。（必要書類は7頁を参照してください。）

(6) 額の確定及び支払い

公社は、実績報告の内容を審査し、交付要件に合致していると認め
た場合は、額の確定通知書を申請者宛に送付します。

その後、指定口座に助成金を振込みます。

(7) 申請内容の変更

交付決定通知後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認申請書（第3号様式）を提出してください。問合せ先や担当者等、軽微な変更の場合は、承認申請の提出は不要ですが、軽微な変更が分かる書類を提出してください。

（承認申請書の提出が必要な場合）

- 事業の内容の変更
- 事業廃止
- 申請者情報の変更
- 助成金振込先の変更、等

公社は、助成金交付決定額の変更を承認した場合は、承認通知書を申請者宛に送付します。

3 必要書類

(1) 交付申請時

○交付申請書（第1号様式）

申請書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

※ 交付申請は1施設単位で行っていただきます。ただし、継続的かつ反復的に一定の事業活動行っている区画（同一または隣接・近隣区画）にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することも可とします。

○見積書の写し

電気工事業者等が発行した委託金額の見積書の写しで、税抜き金額を記載したものがが必要です。

見積書の写しをお送りいただく際は、以下の項目をご確認ください。

- | |
|---|
| ① 見積書発行日が記載されているか |
| ② 見積書発行者の印が押印されているか |
| ③ 見積書の宛先が交付申請者と同一であるか |
| ④ 見積書の内訳に記載された内容と交付申請書（第1号様式）に記載された内容が一致しているか。 |
| ⑤ 見積書の合計金額のなかに、助成対象外となる経費が含まれる場合は、その内容と金額を記載してください。 |

※照明器具の調査を委託するにあたっては、電気工事業者等にご相談ください。
調査ができる電気工事業者が分からない場合は、東京都電気工事工業組合傘下
のお近くの住宅電気工事センターにお問い合わせください。

お近くの住宅電気工事センター

住宅電気工事 センター名	電話番号	担当エリア（お客さまのご住所）
銀座	03-3863-5231	千代田区、中央区、港区
江東	03-3633-5496	江東区、墨田区
江戸川	03-3656-4544	江戸川区
葛飾	03-3838-9301	葛飾区
上野	03-3871-6918	台東区、荒川区
足立	03-3883-7677	足立区
新宿	03-3356-7933	新宿区
豊島文京	03-6912-6671	豊島区、文京区
板橋・北	03-3974-2261	板橋区、北区
練馬	03-3998-4244	練馬区
杉並中野	03-3318-2512	杉並区、中野区
渋谷	03-5465-1535	渋谷区
世田谷	03-3412-5821	世田谷区
品川・目黒	03-3785-0151	品川区、目黒区
大田	03-3753-7826	大田区
武蔵野	0422-51-5801	武蔵野市、東久留米市、西東京市、 三鷹市（上連雀、下連雀、井の頭、井口、深大寺、大沢3丁目、野崎、新川6丁目（7, 22, 23, 38を除く）、牟礼2丁目（17, 18を除く）） 小金井市（貫井北町、桜町、関野町、梶野町、緑町、本町（1丁目、6丁目を除く）） 小平市（小川東町西武多摩湖線以東、大沼町、学園東町、鈴木町、美園町、御幸町、回田町、喜平町、天神町、仲町、花小金井、花小金井南町、小川2丁目）
調布	042-484-2261	調布市、府中市、狛江市、 三鷹市（中原、北野町、新川、大沢、野崎、牟礼） 小金井市（中町、東町、本町、前原、本町1丁目、本町6丁目、貫井南）
多摩地区		
八王子	042-624-8736	八王子市（以下除く地域：大塚、鹿島、上柚木、越野、下柚木、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、松木、南大沢、鎌水） 日野市（以下除く地域：落川、新町、高幡、平山、程久保、三沢、南平、百草）
青梅	042-554-6947	羽村市、あきる野市、福生市、青梅市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
立川	042-538-2404	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、武蔵村山市
東村山	042-393-9591	東村山市、東大和市、清瀬市、 小平市（西武多摩湖線以西：小川町1丁目と2丁目の一部、小川西町、小川東町の1～5丁目、学園西町、栄町、上水新町、上水本町、津田町、中島町、鷹の台）
町田	042-725-1896	町田市
多摩	042-371-1946	多摩市、稲城市、 八王子市（大塚、鹿島、上柚木、越野、下柚木、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、松木、南大沢、鎌水） 日野市（落川、新町、高幡、平山、程久保、三沢、南平、百草）

○商業・法人登記の登記事項証明書

申請者が法人の場合は、法務局が交付する商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。

※以前に本事業の助成金交付を申請した方で、申請時に提出した登記事項証明書が発行後3箇月以内であれば、次の申請時においては「東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金交付決定通知書」の写しをもって省略することができます。

○印鑑証明書

申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書の原本（発行後3箇月以内のもの）が必要です。

※以前に本事業の助成金交付を申請した方で、申請時に提出した登記事項証明書が発行後3箇月以内であれば、次の申請時においては「東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金交付決定通知書」の写しをもって省略することができます。

○調査対象建物の建築年数または改修年数が確認できる書類

調査対象の建物の建築年数または改修年数が確認できる書類が必要となります。

（例） 建物登記簿謄本、課税台帳、建築確認証、等

○助成対象者であることを証する書類

商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）で助成対象者であることが確認できない場合、従業員であることを証する書類が必要になります。

（例） 労働保険概算・確定保険料申告書(控)、法人税確定申告書添付書類等、
公的機関に提出した書類で、公的機関の受領印の押印が必要

助成対象者であることが確認できない場合とは？

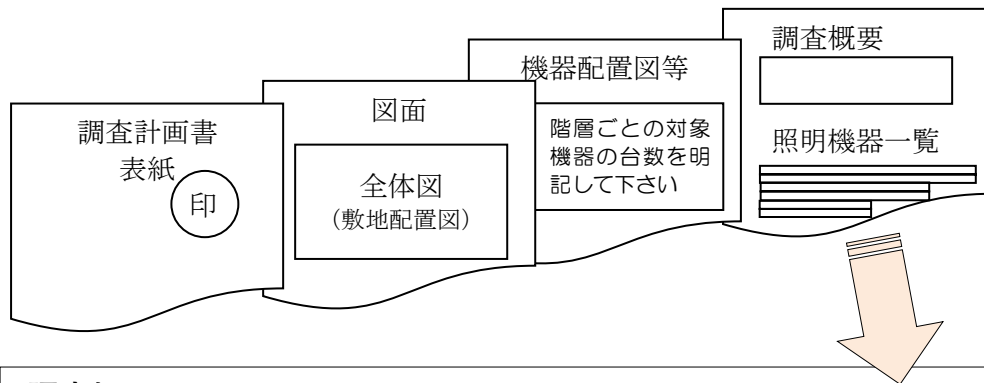
- ① 中小企業者 （資本金で助成対象者に当てはまらない場合。(P2 参照))
- ② 会社以外の法人

○調査計画書

PCB含有安定器の調査概要や調査計画を記した書類です。

調査計画書には調査予定日時、建物建築年月・改修年月や調査個所、照明機器一覧表等が記載されていることが必要です。

※複数の建物を調査する場合、調査概要は建物ごとに記載してください。



調査概要

(記載例)

調査対象建物名称	■■■■ビル
建物所在地	東京都新宿区西新宿○-□-△
建物建築(改修)年月	昭和51年4月
調査実施予定日	2019年10月1日
調査台数	60台

照明機器一覧

No.	照明器具の種類	メーカー名	品番	製造年	台数	設置場所	安定器型番	PCB使用
	蛍光灯				30	事務所1F		
	蛍光灯				27	事務所2F		
	蛍光灯				1	倉庫		
	水銀灯				2	屋外		

※グレー部分について申請時は記載不要ですが、実績報告時に記載してください。
(実績時は照明器具1台ずつ記載すること)

調査計画書をお送りいただく際は、以下の項目をご確認ください。

①発行者の印が押印されているか(押印は表紙のみでよい)
②建物名称等が記載されているか
③計画書概要に記載された内容と交付申請書(第1号様式)に記載された内容が一致しているか。

(2) 実績報告時

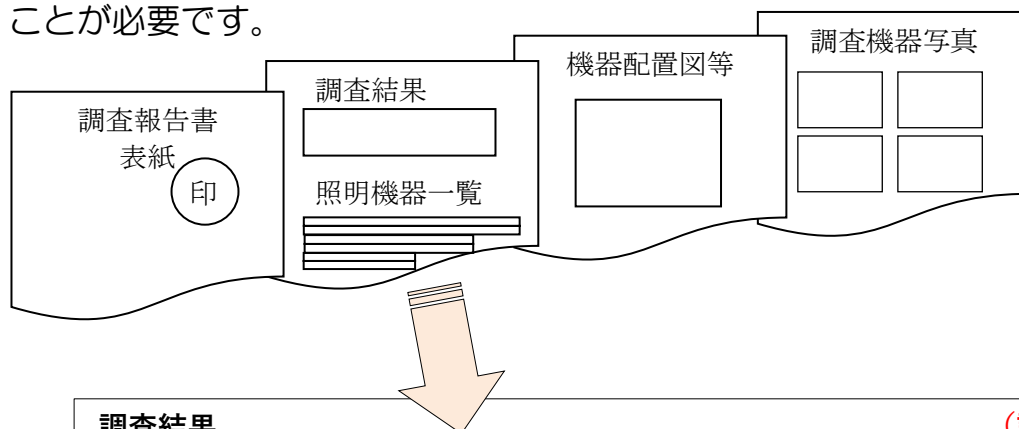
○実績報告書(第5号様式)

報告書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

○調査報告書

PCB 含有安定器の調査を実施した報告書です。

報告書には、調査結果内容、機器配置図、調査機器の写真等が含まれていることが必要です。



調査結果

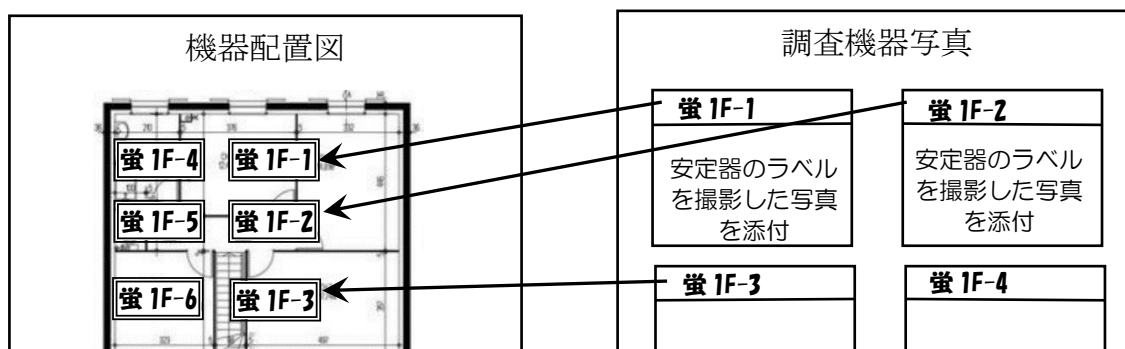
(記載例)

調査対象建物名称	■■■■■ビル
建物所在地	東京都新宿区西新宿○-□-△
建物建築(改修)年月	昭和51年4月
調査実施完了日	2019年10月1日
調査台数	60台

照明機器一覧

No.	照明器具の種類	メーカー名	品番	製造年	台数	設置場所	安定器型番	PCB使用
蛍1F-1	蛍光灯	○○○○○	●△	S46.1	1	事務所1F	ZZZZZZ	○
蛍1F-2	蛍光灯	○○○○○	●△	S46.1	1	事務所1F	ZZZZZZ	○
蛍1F-3	蛍光灯	不明	●△	S46.1	1	事務所1F	ZZZZZZ	○
蛍1F-4	蛍光灯	○○○○○	●△	S46.1	1	事務所1F	ZZZZZZ	○
蛍2F-1	蛍光灯	○○○○○	●△	S53.2	1	事務所1F	YY00HO	×
蛍2F-2	蛍光灯	○○○○○	●△	S53.2	1	事務所1F	YY00HO	×
蛍2F-3	蛍光灯	○○○○○	●△	S53.2	1	事務所1F	YY00HO	×
蛍倉庫-1	蛍光灯	△△△	●●	S45.1	1	倉庫	XXXXXXXX	○
水屋外-1	水銀灯	▲▲▲	△△	S43.1	1	屋外	ZZXXXX	○
水屋外-2	水銀灯	▲▲▲	△△	S43.1	1	屋外	ZZXXXX	○

※機器配置図と調査機器の写真が一致するようにしてください。



○請求明細書の写し

電気工事業者等が発行した請求明細書が必要となります。

* 交付申請時に提出した見積書と同一の内訳内容の記載があり、発行者が見積もり業者と同一の会社であることが必要です。

○支払いを証明する書類の写し

電気工事業者等が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写しが必要となります。請求明細書の金額と同一であることが必要です。

【支払いを証明する書類の例】

払込受領証
(コンビニエンスストア用)
払込人名
株式会社〇〇〇〇 様
お客様コード
金額 216,000
(消費税16,000)
受取人名
株式会社 △△△
受領印
取入印紙貼付欄
受領印

■入出金明細照会					
◆口座情報					
銀行	〇〇〇〇銀行	科目	普通	口座番号	0000000
支店	〇〇支店	口座名	株式会社 〇〇〇〇		
◆明細情報					
取引日 起算日	受取人名	金融機関名 支店名	科目 口座番号	金額	詳細
2019/6/3 2019/6/3	株式会社 △△△	▲▲銀行 ▽▽支店	当座 11111	216,000	
2019/6/5 2019/6/5	□□ □□	□□銀行 ■支店	普通 01110	10,000	

※インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を印刷したものが必要です。

※受領印があること

○請求書（第7号様式）

申請者が公社に助成金を請求するための書類が必要となります。

* 押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。

【安定器の調査を実施した結果、PCB 含有安定器と判断された場合】

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況届出書の写し

都内で保管している PCB 廃棄物等の情報を東京都に届け出る際に、提出する書類です。

* 東京都の受付印が押されていること。

○予備登録調査票の写し

JESCO 北海道事業所へ PCB 含有安定器を搬入・処理するために必要な情報を JESCO に予備登録する書類です。

4 個人情報等の取り扱いについて

公社が取得した申請書類の内容が含まれる個人情報等については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供する場合があります。なお、個人情報等については、上記の目的を除き以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

○本事業における申請・審査、事業管理等のため。

○事務連絡、資料送付等のため。

○公社が行う事業に関する情報提供のため。

5 その他の事項

本手引きは、「東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。要綱については、公益財団法人東京都環境公社のホームページをご覧ください。

6 申請書類チェックリスト

交付申請時チェックリスト

必要書類		様式等	備考	チェック欄
①	交付申請書	第1号様式	指定様式。申請者が公社に助成金を申請するための書類。押印が印鑑証明書のもとの同一であること	<input type="checkbox"/>
②	建築年月・改修年月が確認できる書類	原本	建物登記簿謄本、課税台帳、建築確認証、等	<input type="checkbox"/>
③	見積り書（各委託業者）	写し	電気工事業者等が発行した委託金額の見積書。税抜き金額を記載したもの	<input type="checkbox"/>
④	登記事項証明書（法人のみ）	原本	履歴事項証明書又は現在事項証明書（発行後3箇月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
⑤	印鑑証明書	原本	申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
⑥	調査計画書	原本	PCB含有安定器の調査概要や調査計画を記した書類	<input type="checkbox"/>
⑦	その他公社が必要と認める書類	-		<input type="checkbox"/>

実績報告時チェックリスト

必要書類		様式等	備考	
①	実績報告書	第5号様式	指定様式。申請者が公社に実績を報告するための書類。押印が印鑑証明書のもとの同一であること	<input type="checkbox"/>
②	請求明細書（各委託業者）	写し	電気工事業者等が発行した請求明細書	<input type="checkbox"/>
③	支払いを証明する書類	写し	電気工事業者等が発行した領収書又は銀行の利用明細書等	<input type="checkbox"/>
④	調査報告書	原本	PCB含有安定器の調査を実施した報告書	<input type="checkbox"/>
⑤	請求書	第7号様式	指定様式。申請者が公社に助成金を請求するための書類。押印が印鑑証明書のもとの同一であること	<input type="checkbox"/>
⑥	その他公社が必要と認める書類	-		<input type="checkbox"/>
～PCB含有安定器と判断された場合～				
⑦	都へ提出した「PCB廃棄物の保管届出書」	写し	都内で保管しているPCB廃棄物等の情報を東京都に届け出る際に、提出する書類	<input type="checkbox"/>
⑧	JESCOへ提出した「予備登録調査票」	写し	JESCO北海道事業所へPCB含有安定器を搬入・処理するために必要な情報をJESCOに予備登録する書類	<input type="checkbox"/>

7 参考資料

参考 会社以外の法人の主たる業種について

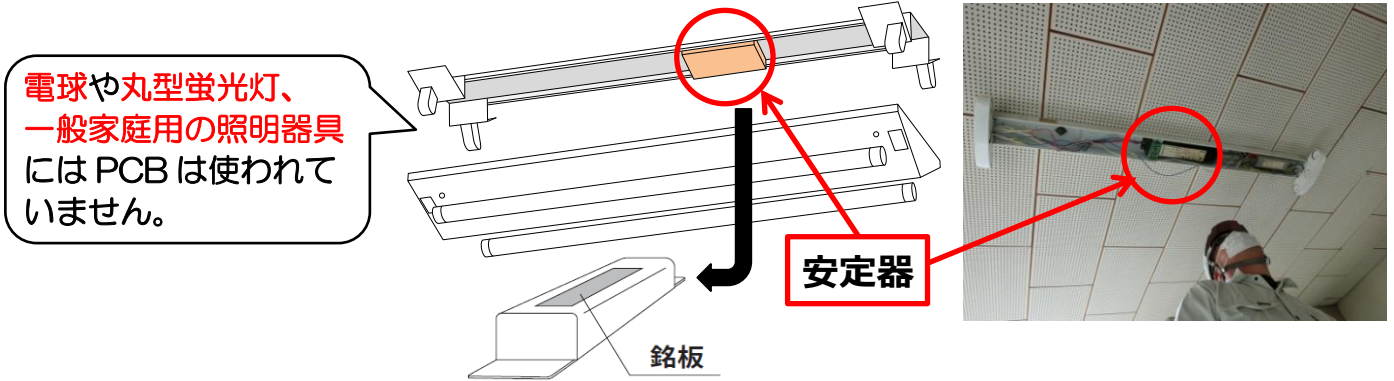
業種	日本標準産業分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行)に基づく)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他の業種	上記以外の全て

*各分類の詳細については、日本標準産業分類(総務省)をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

参考 照明器具 安定器の調査方法

昭和 32 年から昭和 47 年にかけて製造された**照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には**PCB（毒性のある絶縁油）**が含まれている可能性があります。以下の要領に従ってご確認ください。



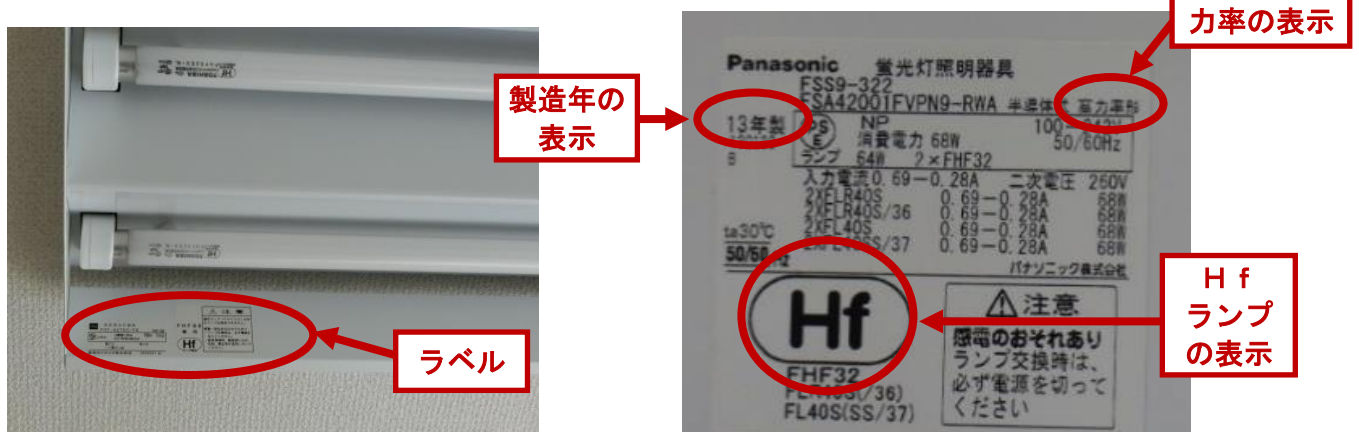
調査にあたっての注意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとに PCB 使用安定器の有無を判断してください。但し、過去にサンプル調査を行った事業者は、調査漏れがあった事例もあることから、今一度ご確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
 - 3m以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用

調査方法

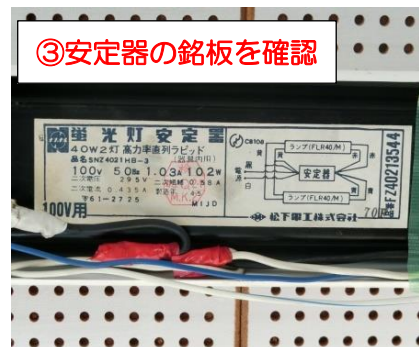
1) 照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から PCB 使用安定器の有無を判別してください。



2) 安定器の銘板調査

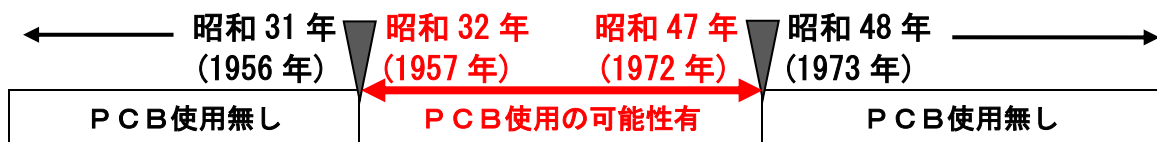
照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から PCB 使用安定器の有無を判別してください。



- ④銘板の写真をとる。
⑤昭和 32 年～昭和 47 年 8 月に製造された高力率の安定器には PCB が含まれている可能性があります。メーカーへ問合せをしてください。

- **昭和 52 年 (1977 年) 3 月以前に建築された建物**については、PCB 使用安定器が設置された可能性があります。以下に示しますので参考にしてください。

※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。



・天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁に PCB 使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においても PCB 使用安定器が残置されている可能性があります。

・照明器具内

LED ランプに交換している場合においても、器具内に PCB 使用安定器が残置されている場合があります。

・エレベータ

エレベータの照明にも PCB 使用安定器が使用されている可能性があります。

・敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にも PCB 使用安定器が使用されている可能性があります。

・屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に回収・保管された PCB 使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

・無人の施設の照明等

利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

8 記入例

第1号様式

記入例

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿



〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

印鑑証明書と同一のものを
必ず押してください

〒 000-0000
住 所 東京都墨田区江東橋〇-□-△

申請者 〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 墨田 太郎



(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 実印 (法人代表者印)
電話番号 03-□□□□-△△△△
業 種 製造業
従業員数 30人

東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都PCB安定器調査支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 助成対象事業の目的及び内容

PCB含有安定器の適正かつ早期の処理実現のため、建物内で使用されている照明器具等について、PCB含有安定器使用の有無を調査する。

【2】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	〇〇株式会社
担当者氏名	錦糸町 花子
住 所	〒 ●●●●-●●●● 東京都新宿区西新宿〇-□-△
電話番号	03-〇〇〇〇-□□□□
FAX番号	03-〇〇〇〇-□□□□
メールアドレス	■■■■■■@△△△.co.jp



印鑑証明書と同一のものを
必ず押してください

【3】 調査内容

調査対象建物名称	■■■■■ビル
建物所在地	東京都新宿区西新宿〇-□-△
建物建築(改修)年月	昭和51年4月
調査開始予定日	2019年10月1日
調査台数	60台

【4】 経費配分

経費配分	金額欄
PCB含有安定器調査経費(税抜き) (A)	505,200 円
助成対象額 (A×2/5) (B)	202,080 円
助成金交付申請額 (Bの百円未満を切捨て)	202,000 円

【5】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)	□□ギンコウ							
支店名 (カタカナで記入)	△△シテン							
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	5	6	7
預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 貯蓄			<input type="checkbox"/> 当座	
口座名義 (カタカナ)	マルマルカブシキガイシャ							
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【6】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	✓
2	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	✓
3	調査対象建物の建築年月又は改修年数が確認できる書類(建物登記簿謄本の原本(発行後3箇月以内のもの)、課税台帳の原本(発行後3箇月以内のもの)、建築検査済証等)	✓
4	調査計画書	✓
5	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの)	✓
6	その他公社が必要と認める書類	✓

注 過去に本事業の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記1、2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

記入例

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

捨印

年 月 日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください

記載不要です

申請者名(法人名) ○○株式会社
 役職・代表者名 代表取締役 墨田 太郎 印
 〒000-0000
 住所 東京都墨田区江東橋○-□-△ 実印□
 (法人代表者印)

記載不要です

東京都PCB含有安定器調査支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

■下記【1】～【4】の該当する項目の口にし点を入れ記入して下さい。■

【1】変更、廃止の理由

*****のため

【2】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額※1	金 202,000 円	→	変更申請額※1	金 210,000 円
---------	-------------	---	---------	-------------

経費配分	交付決定額	変更申請額
PC含有安定器調査費 (A)※2	505,200	525,200
助成対象額 (A×2/5) (B)	202,080	210,080

※1 助成対象額欄の金額100円未満を切り捨てて記入してください。
 ※2 見積書に記載されている消費税及び地方税を除く金額を記入して下さい。

【3】助成金振込先

金融機関名 (カタカナ)	■■ギンコウ											
支店名 (カタカナ)	▲▲シテン											
銀行番号	4	3	2	1	支店コード	7	6	5	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義※ (カタカナ)	マルマルカブシキガイシャ											
口座番号 (右詰め)	7	6	5	4	3	2	1					

※口座名義は、申請者と同一にしてください。

*添付書類 (申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

記入例



印鑑証明書と同一のものを必ず押してください

年 月 日

記載不要です

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

記載不要です

東京都PCB含有器安定器調査支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都PCB含有安定器調査支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください

【1】申請者

住 所	〒 000-0000 東京都墨田区江東橋〇-〇-△		
申請者名 (法人名)	フリガナ 〇〇カブシキガイシャ	(法人代表者印)	実印
	〇〇株式会社		
〈法人の場合〉 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スミダ タロウ	印	
	代表取締役 墨田 太郎		

【2】調査完了日

2019 年 10 月 15 日

【3】助成金交付決定額

金 202,000 円

* 調査実施後の調査台数に伴う額の変更 (C)の金額を記入

金 205,400 円

【4】変更の内容 (調査実施後に調査台数の変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入) (単位:円)

助成対象経費	金額欄(A)	助成対象額(B)
PCB含有照明安定器調査費	513,620	205,448

●金額は全て税抜き金額で記入

上記(B)の百円未満を切捨てた金額
(C) 205,400

【5】添付書類

添付書類		チェック欄
1	調査報告書	✓
2	請求明細書の写し	✓
3	支払を確認することができる書類の写し	✓
4	第7号様式 助成金請求書	✓
5	その他公社が必要と認める書類	✓
～PCB含有安定器と判断された場合～		
6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況届出書の写し	✓
7	予備登録調査票の写し	✓

記入例



印鑑証明書と同一のものを
必ず押してください

年 月 日

記載不要です

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金請求書

請求金額 205,400 円

記載不要です

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の
確定通知を受けた東京都PCB含有安定器調査支援事業に係る助成金を請求します。

【申請者】

住 所	〒 000-0000 東京都墨田区江東橋○-□-△		
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○カブシキガイシャ	(法人 実 代 表 者 印)	印
	○○株式会社		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スミダ タロウ		
	代表取締役 墨田 太郎		

印鑑証明書と同一のものを
必ず押してください

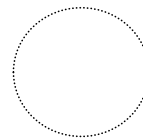
9 様式集

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

〒

住 所

申 請 者
氏 名



(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 実印
(法人代表者印)

電話番号

業 種

従業員数

東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都PCB安定器調査支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 助成対象事業の目的及び内容

PCB含有安定器の適正かつ早期の処理実現のため、建物内で使用されている照明器具等について、PCB含有安定器使用の有無を調査する。

【2】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	
担当者氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

捨印

【3】 調査内容

調査対象建物名称	
建物所在地	
建物建築(改修)年月	
調査開始予定日	
調査台数	

【4】 経費配分

経費配分	金額欄
PCB含有安定器調査経費(税抜き) (A)	円
助成対象額 (A×2/5) (B)	円
助成金交付申請額 (Bの百円未満を切捨て)	円

【5】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)								
支店名 (カタカナで記入)								
銀行番号					支店コード			
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 貯蓄		<input type="checkbox"/> 当座			
口座名義 (カタカナ)								
口座番号 (右詰め)								※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【6】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	
2	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	
3	調査対象建物の建築年月又は改修年数が確認できる書類(建物登記簿謄本の原本(発行後3箇月以内のもの)、課税台帳の原本(発行後3箇月以内のもの)、建築検査済証等)	
4	調査計画書	
5	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの)	
6	その他公社が必要と認める書類	

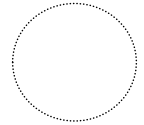
注 過去に本事業の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記1、2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。



年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

申請者名(法人名)
役職・代表者名
〒
住所



実印
(法人代表者印)

東京都PCB含有安定器調査支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

■ 下記【1】～【4】の該当する項目の□にレ点を入れ記入して下さい。■

【1】変更、廃止の理由

【2】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額 ^{※1}	金	円	➔	変更申請額 ^{※1}	金	円
---------------------	---	---	---	---------------------	---	---

経費配分	交付決定額	変更申請額
PC含有安定器調査費 (A) ^{※2}		
助成対象額 (A×2/5) (B)		

※1 助成対象額欄の金額100円未満を切り捨てて記入してください。
※2 見積書に記載されている消費税及び地方税を除く金額を記入して下さい。

【3】助成金振込先

金融機関名 (カタカナ)											
支店名 (カタカナ)											
銀行番号					支店コード					預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 ※ (カタカナ)											
口座番号 (右詰め)											

※口座名義は、申請者と同一にしてください。

*添付書類 (申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)



年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

東京都PCB含有器安定器調査支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都PCB含有安定器調査支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

【1】申請者

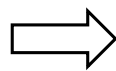
住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	実印 (法人代表者印)	
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

【2】調査完了日

年	月	日
---	---	---

【3】助成金交付決定額

金	円
---	---



*調査実施後の調査台数に伴う額の変更 (C)の金額を記入

金	円
---	---

【4】変更の内容 (調査実施後に調査台数の変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入) (単位:円)

助成対象経費	金額欄(A)	助成対象額(B)
PCB含有照明安定器調査費		

●金額は全て税抜き金額で記入



上記(B)の百円未満を切捨てた金額	
(C)	

【5】添付書類

添付書類		チェック欄
1	調査報告書	
2	請求明細書の写し	
3	支払を確認することができる書類の写し	
4	第7号様式 助成金請求書	
5	その他当社が必要と認める書類	
～PCB含有安定器と判断された場合～		
6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況届出書の写し	
7	予備登録調査票の写し	



年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

東京都PCB含有安定器調査支援事業助成金請求書

請求金額 円

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の
確定通知を受けた東京都PCB含有安定器調査支援事業に係る助成金を請求します。

【申請者】

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(法人代表者印)	実印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		



公益財団法人 東京都環境公社

環境技術部技術課

PCB含有安定器調査助成金交付担当

電 話 03-3633-2012

FAX 03-3644-2260